

熊本県台湾関連ビジネス拡大支援資金（海外投資枠）実施要領

（目的）

第1 国の全国統一制度により、中小企業の台湾直接投資の事業に要する資金の円滑化を図り、企業の発展に資することを目的とする。

（融資対象者）

第2 融資対象者は、台湾に関連する事業に取り組む者であって、台湾への直接投資の事業に要する資金を必要とし、資金計画を提出する者とする。

但し、県内事業所のすべてを廃止する場合を除く。

（資金使途）

第3 資金使途は、台湾への直接投資の事業に要する資金で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該中小企業者の出資割合が100分の10以上となる場合（その者とその者の100%出資の子会社の出資割合を合計して100分の10以上となる場合を含む。）における外国法人の発行に係る株式又は出資の持ち分の取得に要する資金
- (2) 当該中小企業者の出資割合が100分の10以上である外国法人（その者とその者の100%出資の子会社の出資割合を合計して100分の10以上である外国法人を含む。）の発行に係る証券等（株式、出資の持分、社債又は利札をいう。以下同じ。）の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付けに要する資金
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、当該中小企業者と次に掲げる永続的な関係がある外国法人の発行に係る証券等の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付けに要する資金
 - ア 役員の派遣
 - イ 長期にわたる原材料の供給又は製品の売買
 - ウ 重要な製造技術の提供
- (4) 外国における支店、工場その他の営業所の設置又は拡張に充てるための資金
- (5) 海外直接投資の事業の実施に必要な従業員教育の費用に要する資金
- (6) 海外直接投資の事業の実施に必要な調査の費用に充てるための資金

（融資限度額）

第4 融資限度額は、1億円とする。

（融資期間）

第5 融資期間は、1年以上10年以内（据置期間1年以内）とする。

（貸付方法）

第6 貸付方法は、証書貸付又は手形貸付とする。

（返済方法）

第7 返済方法は、均等分割返済とする。

（融資利率）

第8 融資利率は固定とし、年2.10%以内とする。

（保証料率）

第9 保証料率は、年0.98%とし、0.48%に相当する額を県が補助する。

但し、次の(1)又は(2)に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。

- (1) 担保の提供がある場合
- (2) 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

（担保）

第10 担保は必要に応じて徴求する。

（保証人）

第11 保証人は、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

（申込先）

第12 本資金の申込先は、取扱金融機関とする。

（必要書類）

第13 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる提出書類の他、資金使途に応じて以下の計画書を提出するものとする。

融資対象	提出書類
(1) 外国法人発行の証券等の取得に係る資金の場合	様式1 「台湾直接投資に係る証券取得に関する計画書」
(2) 外国法人に対する金銭の貸付けに係る資金の場合	様式2 「台湾直接投資に係る金銭の貸付けに関する計画書」
(3) 外国における支店等の設置又は拡張に係る資金の場合	様式3 「台湾における支店等の設置又は拡張に関する計画書」
(4) 上記以外の資金の場合	様式4 「台湾直接投資の事業に係る従業員教育・調査に関する計画書」

附 則

1 この要領は、令和6年9月17日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

熊本県信用保証協会 御中

申込者 住所
氏名
業種
印

台湾直接投資に係る証券取得に関する計画書

1 取得の相手方	(1) 名称								
	(2) 所在地								
	(3) 業種								
2 商圖の内容	(1) 銘柄								
	(2) 数量								
	(3) 額面金額								
3 証券の種類 (該当分に○)			イ 設立新株 ロ 増資新株 ハ 発行済株式 ニ 社債（普通・転換） ホ 出資の持分 ヘ 利札						
4 取得の時期									
5 取得の対価									
6 資金の使途 (該当分に○)			イ 設備資金 ロ 運転資金						
7 投資先の概要	(1) 名称								
	(2) 所在地								
	(3) 設立年月日		(4) 資本金（注1）						
	(5) 役員、従業員数		日本人 役員 名 従業員 名		その他 役員 名 従業員 名				
	(6) 事業内容 (事業計画を含む)（注2）								
	(7) 申込者との関係（注3）								
	(8) 申込者の投資残高		出資（注4）		貸付け				
	(9) 出資者構成	出資額（注5）		出資前		今回出資		出資後	
				金額	比率%	金額	比率%	金額	比率%
				出資者					
申込者									
申込者の出資会社（注6）									
その他									
合計		100.0		100.0		100.0			
8 取得をしようとする理由（注7）									
9 借入希望額									

（注1）今回出資後の払込資本金を記入。
（注2）定款記載のものを記入。その他具体的な製品名、生産計画、販売計画及び対日輸出額等について年度別に向う3年間分を記入（単位：千米ドル）。この欄に書ききれない場合は別紙にすること。
（注3）申込者の今回出資後の出資比率を記入のこと。平成12年通商産業省告示第799号に掲げる関係を具体的に記入すること。
（注4）今回出資後の出資残高を記入。
（注5）額面金額（証券表示通貨額）により記入。ただし無額面株式については出資金額。
（注6）申込者の出資会社とは当該申込者の100%出資の子会社をいう。
（注7）具体的に記入すること。

年 月 日

熊本県信用保証協会 御中

申込者 住所
氏名
業種

印

台湾直接投資に係る金銭の貸付けに関する計画書

1 貸付の相手方及びその概要	(1) 名称		資本金（注1）		
			設立年月日		
	(2) 所在地				
	(3) 事業内容 （事業計画を含む。）（注2）				
	(4) 申込者との関係	申込者の出資比率	%	その他 （注3）	
	申込者の出資会社の出資比率	%			
	(5) 申込者の投資残高	出資		貸付け（注4）	
2 貸付金額					
3 契約時期					
4 貸付時期					
5 条件	(1) 金利				
	(2) 期間				
	(3) 元利金の回収方法	元本 利子			
6 資金の使途（該当分に○）		イ 設備資金 ロ 運転資金			
7 取引を行おうとする理由（注5）					
8 借入希望額					

（注1）払込資本金を記入。
（注2）定款記載のものを記入。その他具体的な製品名、生産計画、販売計画及び対日輸出額等について年度別に向う3年間分を記入（単位：千米ドル）。この欄に書ききれない場合は別紙にすること。
（注3）平成12年通商産業省告示第799号に掲げる関係を具体的に記入すること。
（注4）今回貸付け後の融資残高を記入。
（注5）具体的に記入すること。

年 月 日

熊本県信用保証協会 御中

申込者 住所
氏名 印
業種

台湾における支店等の設置又は拡張に関する計画書

1 支店等の概要	(1) 支店等の名称		設置年月日	
	(2) 所在地			
	(3) 事業内容 (事業計画を含む。) (注1)		従業員数 (うち派遣員数)	名 (名)
2 金額				
3 資金の使途 (該当分に○)		イ 設置に係る資金 ロ 拡張に係る資金		
4 資金計画 (注2)				
5 取引を行おうとする理由 (注3)				
6 借入希望額				

(注1) 定款記載のものを記入。その他具体的な製品名、生産計画、販売計画及び対日輸出額等について年度別に向う3年間分を記入(単位：千米ドル)。この欄に書ききれない場合は別紙にすること。

(注2) 向こう1年間の資金計画を具体的に記入すること。

(注3) 具体的に記入すること。

年 月 日

熊本県信用保証協会 御中

申込者 住所
氏名 印
業種

台湾直接投資の事業に係る従業員教育・調査に関する計画書

1 投資事業の概要	(1) 投資事業の内容（注1）	
	(2) 支店（投資先）等の名称	
	(3) 支店（投資先）等の所在地	
2 上記事業と従業員教育・調査との関連性（該当分に○）	イ 従業員教育（注2） ロ 調査（注2）	
3 従業員教育・調査の実施期間	年 月 ～ 年 月	
4 所要資金の額 （うち借入希望額）	円 （うち借入希望額 円）	

（注1）具体的に記入すること。事業計画及び実施時期を含む。
（注2）例えば資金使途、支払先等を具体的に記入すること。